



ケアラー・ヤングケアラー
Supporting City of Maebashi

回覧

支えるあなたは、
ひとりじゃない



もしかしたら、 あなたもケアラー？ ヤングケアラー？

ケアラー・ヤングケアラーって何？

「ケアラー」とは、高齢、障害、病気などの理由で活動が制限されている高齢者や、障害者などに対して、日常生活の援助、介護、医療生活などの活動などを行う人々を指します。特に「18歳未満のケアラー」のことを「ヤングケアラー」といいます。

ケアラー支援を推進しています

さいたま市は、令和4年7月1日に総合福祉政策で掲げられる「さいたま市ケアラー支援条例」を施行しました。ケアラー・ヤングケアラーへの支援を推進し、自分らしく暮らしながら生活を送ることが出来る社会の実現を目指します。

●さいたま市ケアラー電話相談：（平日の標準）さいたま市市民生活センター、さいたま市市民生活センターに設置しているケアラー

TEL 0120-252-061 FAX 0120-322-125 24時間受付

（市役所や福祉の施設を有する相談員が対応します。緊急でも相談可能です。日頃のケアに関する悩みや不安、ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。）



さいたま市

さいたま市 ケアラー



さいたま市 相談窓口のご案内

※ 相談先が分からない場合等

相談窓口	相談ごとの内容	問い合わせ先	相談時間
相談窓口：何でもできること相談窓口 (福祉課内)	・相談先が分からない、最新の窓口に またがる情報をまとめてほしい、 経済的な負担に際する相談をしたい	お住まいの地域の 福祉所に直接 ご相談ください	平日 9:00～17:00 (休日の場合は16:30まで)

※ ヤングケアラーを把握した場合等

相談窓口	相談ごとの内容	問い合わせ先	相談時間
相談窓口：子ども家庭支援センター	・子どもやその家族に関する相談 (難かに思っている、どこに聞いたら いいかわからない、費用がかかる、 ヤングケアラーと思われる子どもがいる、 虐待かもしれない、等)	お住まいの地域の 福祉所に直接 ご相談ください	平日 9:30～17:15

※ 悩みごとの内容に応じて

悩みごとの内容	相談窓口	問い合わせ先	相談時間
高齢者のケアに関すること	福祉課内 高齢介護課	お住まいの地域の福祉所に直接ご相談ください	平日 9:30～17:15
	地域高齢者支援センター	お住まいの地域の福祉所に直接ご相談ください	
障害児者のケアに関すること	福祉課内 支援課(障害福祉)	お住まいの地域の福祉所に直接ご相談ください	平日 9:30～17:15
	障害児者支援センター	お住まいの地域の福祉所に直接ご相談ください	
こころの健康(メンタルヘルス) に関すること	こころの健康センター	TEL 048-762-2230 FAX 048-711-3907	平日 9:00～17:00
	精神保健課 (相談・支援)第1課(2階)	TEL 048-840-2221(第1課)	
		TEL 048-840-2231(第2課)	
	福祉課内 保健センター	お住まいの地域の福祉所に直接ご相談ください	

※ 電話相談、SNS相談

相談	相談先(電話番号)	問い合わせ先	相談時間
電話	さいたま市ケアセンター 福祉課内	TEL 0120-232-061 FAX 0120-322-123 (本庁ケアセンター内)	24時間365日受付
	なんでも子ども相談窓口 (子ども家庭支援センター お問い合わせ)	TEL 048-762-2737 FAX 048-711-3904 ※本庁内線専用、本庁外線はかけず。	月・火・水・金 9:00～18:30 土・日・休日 9:00～16:30 ※本庁内線専用、本庁外線はかけず。
	なんでも若者相談窓口 (子ども家庭支援センター お問い合わせ)	TEL 048-820-7064	9:00～20:00(本庁内線専用) ※本庁内線専用、本庁外線はかけず。
	さいたま市24時間子ども SOS 窓口	TEL 0120-0-78370 (埼玉県ケアセンター内)	24時間365日受付
SNS 相談	さいたま市24時間子ども 相談窓口 (LINE利用)	TEL 048-711-5495 FAX 048-711-5472	福祉課内(利用可能)24時間365日受付 LINE相談専用アプリのインストールが必須
	誰でも子どもの悩みごと相談 受付窓口 (LINE利用)	TEL 048-711-2989 FAX 048-711-2904 LINEアプリのインストールが 必須です。	月～金 9:00～21:00 土・日・休日 9:00～17:00 ※本庁内線専用。

※本庁内線(24時間365日受付)は、本庁内線専用です。本庁外線の場合は、本庁外線にかけ、本庁外線に接続する必要があります。